

びわ湖材製品証明における認定登録料および事務負担金の徴収規定

びわ湖材製品証明制度実施要領第10条の規定に基づく認定加工事業体の登録料及び事務負担金の徴収は、次のとおりとする。

1. びわ湖材認定加工事業体の認定登録料及び事務負担金は下記の表のとおりとする。

記

種 別	金 額 (円)	備 考
認定登録料 (1件)	20,000	
事務負担金 (1年間)	20,000	

2. びわ湖材認定加工事業体の認定登録料及び事務負担金の徴収方法は、次のとおりとする。

- ① 認定登録料は、登録申請時に現金又は振込により、協議会事務局へ納入すること。
- ② 事務負担金は、登録をした日より1ヶ月以内に現金又は振込により、協議会事務局へ納入すること。